

大分市営陸上競技場及び
津留運動公園有料公園施設
管理運営業務仕様書

大分市

大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設

管理運営業務仕様書目次

1	管理施設における管理運営の基本方針	1
(1)	管理施設の機能	
(2)	管理運営に関する基本的な考え方	
2	指定管理者が行う業務	1
(1)	管理施設の施設等の維持管理及び修繕に関する業務	
(2)	管理施設の利用の受付、案内に関する業務及び利用の許可に関する業務	
(3)	管理施設の利用促進に関する業務	
(4)	管理運営に付属する業務	
(5)	その他の管理運営に必要な業務	
3	管理施設の維持管理及び修繕に関する業務の基準	2
(1)	清掃業務	
(2)	設備の運転操作及び保守管理業務	
(3)	保安警備業務	
(4)	芝生管理業務	
(5)	植栽等管理業務	
(6)	施設設備維持補修業務	
4	管理施設利用の受付、案内に関する業務及び利用の許可に関する業務の基準	3
(1)	施設等貸出業務	
(2)	案内業務	
5	管理施設の利用促進に関する業務の基準	5
(1)	利用促進及びスポーツの振興に関する業務	
6	管理運営に付属する業務	5
(1)	事業計画書の提出	
(2)	業務報告書（年次）の提出	
(3)	業務報告書（月次）の提出	
(4)	事業評価	
(5)	関係機関との連絡調整	
(6)	予算関係等資料の作成	

(7) 指定期間終了後の引継

7 その他管理施設の管理運営に必要な業務の基準・・・・・・・・・・ 6

- (1) 個人情報保護義務
- (2) 監 査
- (3) 指定管理業務期間の前に行う業務
- (4) 保険への加入
- (5) 安全管理マニュアルの作成

8 協定事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- (1) 基本協定の内容（案）
- (2) 年度協定の内容（案）

9 管理施設維持管理業務委託仕様書一覧・・・・・・・・・・・・ 8

- (1) 機械警備委託仕様書
- (2) 芝生管理委託仕様書
- (3) トレーニング機器保守点検委託仕様書
- (4) 自家用発電装置点検委託仕様書
- (5) 消防設備保守点検委託仕様書
- (6) エレベーター保守点検委託仕様書
- (7) 写真判定装置保守点検委託仕様書
- (8) 清掃委託仕様書
- (9) 貯水槽清掃委託仕様書
- (10) 舞鶴球場芝生管理委託仕様書
- (11) 舞鶴球場清掃除草委託仕様書
- (12) その他業務委託について

大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設管理運営業務仕様書

本書は、「大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設指定管理者募集要項」を補完するものであり、大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設（以下「管理施設」という。）の管理運営の業務内容及び水準等を示すものである。

1 管理施設における管理運営の基本方針

（１）管理施設の機能

本管理施設は市民のスポーツ及びレクリエーション等の用に供するため設置された施設であり、各種陸上競技会、サッカーやラグビー、野球やテニスなどの大会会場として利用される外、競技者の日々の練習会場としても利用されている。また、別府大分毎日マラソンの主会場としても位置付けられており、市内外の多くの利用者に活用されている。

（２）管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は管理施設を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- ア 市民スポーツの振興、健康増進という競技場の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- イ 都市公園法その他業務の遂行に係る法律や条例等の内容を十分に理解して、管理運営を行うこと。
- ウ 特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- エ 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- オ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- カ 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。

2 指定管理者が行う業務

（１）管理施設の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

- ア 清掃業務
- イ 設備の運転操作及び保守管理業務
- ウ 保安警備業務
- エ 芝生管理業務
- オ 植栽等管理業務
- カ 施設設備維持補修業務
- キ その他、維持管理に必要な業務

（２）管理施設の利用の受付、案内に関する業務及び利用の許可に関する業務

- ア 施設等貸出業務
- イ 案内業務
- ウ 営業行為等の許可に関する業務
 - ただし、営業行為等は各種競技会等の開催にあたり必要と認めるもので、競技場本来の目的を失しないものであること。

（３）管理施設の利用促進に関する業務

利用促進及びスポーツの振興に関する業務

(4) 管理運営に付属する業務

- ア 事業計画書の提出
- イ 業務報告書（年次）の提出
- ウ 業務報告書（月次）の提出
- エ 事業評価
- オ 関係機関との連絡調整
- カ 予算関係等資料の作成
- キ 指定期間終了後の引継

(5) その他の管理運営に必要な業務

3 管理施設の維持管理及び修繕に関する業務の基準

(1) 清掃業務

指定管理者は管理施設を快適な環境で利用者に提供できるよう、環境美化に努めること。
業務の詳細は、8 ページ「管理施設維持管理業務委託仕様書一覧」を参照のこと。

業務の内容

- ① 通常時の清掃業務（イベント開催に伴う清掃は除く）
- ② 廃棄物処理業務
- ③ 貯水槽清掃業務
- ④ 害虫駆除業務

建築物衛生法に基づき、6 ヶ月以内に 1 回以上駆除を行う。

I. 対象とする害虫

ねずみ、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫

II. 作業内容

駆除

(2) 設備の運転操作及び保守管理業務

指定管理者は管理施設を安全かつ良好な環境で利用者に提供できるよう、日常点検を行い、現状を維持していくこと。また、施設の保守に努めるとともに、建築物の設備等の不具合（軽微なものを除く）を発見した場合は速やかに市長に報告すること。業務の実施にあたっては、関係法令、基準等に基づき適切に実施すること。

(3) 保安警備業務

巡回警備等により、火災、盗難を警戒するとともに火災予防もしくは初期消火に努めるとともに、火災や盗難などの発生に対しては施設管理者、消防機関、県警に通報すること。

また、ライフライン施設（電気、上下水道、ガス、NTT 等）に関する緊急事態においては関連機関に通報すること。

閉場時間は原則として門扉は閉鎖するが、イベント準備等で時間外に開放した場合は、関係車両が入り次第門扉を閉鎖し、他の車両の進入を規制する。緊急時には関連機関と調整して、速やかに門扉及び車止め等を開放すること。

ア 個別業務の内容

- ① 巡回監視による火災予防
- ② 消防用設備等による初期消火
- ③ 観客等の避難誘導

- ④ 災害等緊急事態発生時の消防機関、県警等関係機関への通報連絡
- ⑤ 不法侵入者、不審者の発見・排除と不法行為の防止
- ⑥ 忘れ物、盗難への対応（一時的保管）
- ⑦ 対象施設の鍵の管理
- ⑧ 急病者等の応急処置対応
- ⑩ 門扉開閉業務
- ⑪ 防災、消防訓練の実施
- ⑫ その他防災及び防犯のために必要な業務

イ 警備体制

管理施設常駐職員によるもので差し支えない。

（４）芝生管理業務

芝生の管理については、現状の水準を保持すること。特に競技場については、冬芝オーバーシードを取り入れ、秋季から冬季の芝生のコンディションにも考慮すること。業務の詳細は８ページ「管理施設維持管理業務委託仕様書一覧」を参照のこと。

（５）植栽等管理業務

管理施設周囲の植栽等について適切な管理を行うこと。

（６）施設設備維持補修業務

管理施設の利用に支障をきたさないよう、施設の小規模な修繕、営繕業務を行うこと。
（駐車場路盤工の穴埋め、破損したフェンス類の補修等）

ア 指定管理者が行う修繕

修繕は、大規模なもの及び定期的なものについては、本市が実施するが、小規模なもの、突発的なものについては指定管理者が必要な修繕を行う。

- ① 見積額１件が５０万円以下のものについては、指定管理者の責任で実施する。
- ② 見積額１件が５０万円を超えるものについては、本市と協議する。
- ③ 修繕した施設及び設備は全て市に帰属する。

イ その他

災害等による緊急な大規模修繕等に係る費用負担区分については、本市と協議して決定することとする。

４ 管理施設利用の受付、案内に関する業務及び利用の許可に関する業務の基準

（１）施設等貸出業務

ア 利用時間及び休場日

Ⅰ 陸上競技場

大分市営陸上競技場条例施行規則(平成29年3月7日規則第9号)、では、競技場の休場日及び開場時間については、以下のとおりであるが、指定管理者は市長の承認を得て変更することができる。

- ① 休場日
 - i) 12月29日から翌年の1月3日まで
 - ii) 毎週月曜日
- （国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日）

② 開場時間

午前9時から午後8時まで

II 自由広場（舞鶴球場）

大分市都市公園条例施行規則(昭和60年3月30日規則第16号)以下「都市公園規則」という。)では、津留運動公園の有料公園施設の休場日及び使用時間については、以下のとおりであるが、指定管理者は市長の承認を得て変更することができる。

① 休場日

12月29日から翌年の1月3日まで

② 使用時間

4月1日から10月31日まで 午前6時から午後9時まで

11月1日から3月31日まで 午前7時から午後6時まで

III テニスコート

都市公園規則では、津留運動公園の有料公園施設の休場日及び使用時間については、以下のとおりであるが、指定管理者は市長の承認を得て変更することができる。

① 休場日

i) 12月29日から翌年の1月3日まで

ii) 毎週月曜日

(国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日)

② 使用時間

午前9時から午後9時まで

イ 利用料金の徴収

管理施設の利用を許可した場合は、市長の承認を得て、指定管理者が定める利用料金を徴収する。

なお、徴収した利用料金は指定管理者の収入とすることができる。

また、毎月の徴収状況を、業務報告書の中で市長に報告すること。

ウ 利用の受付、利用の許可

① 施設及び備品の利用申し込みは、原則として先着順に受け付け、その許可に当たっては平等な利用を確保すること。

② 本市のスポーツ振興施策に係る利用については、①に関わらず優先させるものとし、関係者との調整を行うこと。

③ 利用申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。

④ 利用許可に当たっては、競技場の設置目的及び公序良俗に反しない等利用上問題がないことを確認した上で許可すること。なお、疑義がある場合は速やかに本市と協議すること。

⑤ 利用許可に当たって、安全上等必要があると認める場合は条件を付することができる。

⑥ 催しの準備、撤去等の作業時及び開催時の音響、騒音等で周辺住民へ悪影響を及ぼさないよう指導すること。

⑦ 多数の入場者が予想される場合は、主催者に対して、駐車場を含む交通対策を行うよう指導するとともに、交通対策の責任者を定めるよう求めること。

～場内駐車場の専用使用、来場者への案内、公共交通機関を利用した輸送手段の確保等

エ 「おおいた大分市公共施設案内・予約システム」の登録に関する業務

① 「おおいた大分市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書」を受付け、システムへの登録等の作業を行うこと。なお、登録にかかる事務は、迅速に処理すること。

② システムへの登録後は、速やかに利用者へ利用者ID等を通知すること。

(2) 案内業務

ア 案内書の作成及び助言

指定管理者は、パンフレット等を作成するとともに、利用者に対し必要な助言を行うこと。

イ 問い合わせ及び施設見学

電話での問い合わせや施設見学に対しては適切な対応を行うこと。

ウ 苦情対応

施設の利用その他について、利用者や住民等から苦情があった場合は適切な対応を行うこと。

また、軽微なものを除き、その内容を本市に報告すること。

エ 設備、備品等の説明

付属設備や備品等については、利用者が円滑に使用できるよう必要な指導、助言等の支援を行うこと。

5 管理施設の利用促進に関する業務の基準

(1) 利用促進及びスポーツの振興に関する業務

ア 広報業務

指定管理者は施設のPR及び情報提供のために、以下の例を参考に必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

① 管理施設のホームページの作成・協議

② 施設案内パンフレットの作成・配布

③ 必要に応じて情報誌等を作成・配布

イ 各種スポーツ大会をはじめとしたイベント誘致等利用促進業務

管理施設の利用者の増加、収入の増加に関する自由な発想を求める。但し、自主事業の内容については、事前協議を行うこと。

なお、自主事業による収入の増加分については、指定管理者の収入とすることができる。

ウ 生涯スポーツの振興に関する業務

トレーニング室の運営、レクリエーションスポーツの普及などに取り組むこと。委託、ボランティア・NPOとの協働などの工夫も検討されたい。

エ 空き施設等の活用

指定管理者が空き施設等の活用を行いたい場合は、その計画を事前に協議すること。

空き施設としては、空き会議室、雨天練習場などが考えられる。空き施設については、スポーツ関係以外での使用を認めることができる。

6 管理運営に付属する業務

(1) 事業計画書の提出

毎年度2月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し、提出すること。

(2) 業務報告書（年次）の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業報告書（年次）を作成し、翌年度の4月30日までに提出すること。報告書の詳細は（様式14）「大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設管理運営業務報告書（年次・月次）」を参照すること。

(3) 業務報告書（月次）の提出

指定管理者は、業務報告書（月次）を作成し、翌月の10日までに本市に提出すること。報告書の詳細は様式14を参照すること。

(4) 事業評価

指定管理者は、利用者アンケート等によりセルフモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握し、管理運営に反映させるよう努めること。

なお、施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を業務報告書（年次）にまとめ、本市に提出すること。

(5) 関係機関との連絡調整

指定管理者は、市やスポーツ競技団体等との連絡調整を図ること。

(6) 予算関係等資料の作成

指定管理者は、本市から要請があった場合は、予算関係の資料を提出すること。

(7) 指定期間終了後の引継

ア 指定管理者は指定期間終了後（指定の取り消しの場合を含む）、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継を行うこと。

イ 業務引継の際には、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

7 その他管理施設の管理運営に必要な業務の基準

(1) 個人情報保護義務

指定管理者には、管理施設の管理運営を行うに当たって大分市個人情報保護条例の規定により、個人情報の適正な取扱いの義務が課せられる。

(2) 監 査

大分市監査委員等が大分市の事務を監査するに当たり、必要に応じて指定管理者に対し、実地に調査し、又は書類の提出を求める場合がある。

(3) 指定管理業務期間の前に行う業務

- ア 協定締結に向けた本市との協議
- イ 配置する職員等の確保・研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 事務引継

(4) 保険への加入

指定管理者は募集要項及び仕様書に定める自らのリスクに対して、必要な範囲で保険等に参加すること。

(5) 安全管理マニュアルの作成

指定管理者は管理施設の管理運営上必要と思われる安全管理マニュアル及びカスタマーハラスメント対応マニュアルを作成すること。なお、これらのマニュアルの内容については業務実施までに本市と協議を行うこととする。

8 協定事項

市長は、この募集要項、業務仕様書、質問に対する回答及び指定管理者の提案内容を踏まえた上で、指定管理者と業務内容に関する細目の協議を行った後に協定を締結する。

(1) 基本協定の内容（案）

- ア 指定期間
- イ 指定管理者の業務の範囲
- ウ 業務内容の変更や中止等
- エ 指定管理者の責務
- オ 指定管理料
- カ 利用料金の徴収
- キ 個人情報の管理に関する取り扱い
- ク モニタリング及び事業報告に関する事項
- ケ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- コ 引き継ぎに関する事項
- サ 一般的損害に関する賠償責任
- シ 利用に係る不服申し立てに関する取り扱い
- ス 権利義務の譲渡の禁止
- セ リスク分担に関する事項
- ソ 備品等の管理物件に関する事項
- タ 修繕等の費用負担
- チ 原状回復義務
- ツ 帳簿等の整備
- テ 管理規程等諸規程の整備
- ト 重要事項の変更の届け出
- ナ 事故報告
- ニ その他必要な事項

(2) 年度協定の内容（案）

- ア 業務の仕様
- イ 当該年度の指定管理料の額
- ウ その他必要な事項

9 管理施設維持管理業務委託仕様書一覧

(1) 機械警備委託仕様書

1. 場 所 大分市宮陸上競技場
2. 委託期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 警備実施時間 午後 8 時から午前 9 時まで (ただし休場日は終日とする)
4. 業務内容
 - ①自動警報装置を設置し、集中警備監視による常時監視
 - ②毎日夜間 1 回不定時に巡回し、施錠の確認照明設備の点検
 - ③施設への不法侵入者及び不法行為者の早期発見と排除
 - ④事故発生時、関係先への通報及び事故拡大防止等適切な処置をとるよう警備に万全を図ること
 - ⑤月 1 回警備報告書の提出

(2) 芝生管理委託仕様書

1. 場 所 大分市宮陸上競技場
2. 委託期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 委託の目的
芝生フィールドを現状のコンディションで維持することを目的とする。
4. 委託内容
令和 年度陸上競技場芝生維持管理業務は、次表に示すものとし、詳細については、「管理概要」のとおりとする。

令和 年度陸上競技場芝生維持管理業務

番号	業務内容	番号	業務内容
1	灌水	9	エアレーション
2	刈り込み	10	目土
3	施肥	11	転圧
4	スーパー掛け	12	シート養生
5	ディボット補修	13	冬芝オーバーシード
6	除草	14	調査報告
7	病害防除	15	緊急時の報告・対処
8	害虫防除		

*本委託業務は、気候その他の条件で作業内容の変更を余儀なくされることが予想されるので、状況に応じ委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）が協議の上管理作業を再編するものとする。

業務上の条件

- (ア) 業務は、競技場の利用に影響のないよう実施すること。
 - (イ) 業務実施が仕様書に示す者に適合していないと認めたときは、甲はその業務の手直しを命じることができる。この場合における費用は全て乙の負担とする。
 - (ウ) 委託業務に要する機械器具及び資材等は全て乙の負担とする。
 - (エ) 委託業務によって生じる廃材の処分を含むものとする。
 - (オ) 月毎のミーティング（芝生管理会議）に出席し、管理業務再編に協力すること。
- ＊ 尚、ミーティング参加者は次のとおりとする。
- ① 市の管理担当者
 - ② 委託業務の受託者
 - ③ その他、委託者が必要と認める者

管理概要

管理作業項目ごとのポイントについては以下のとおりとする。

①灌水（ロールカー使用）

ティフトン419の安定した根系の生育を促すために、頻度を必要最小限に抑制すること。

なお、1回当たりの灌水量は1㎡当たり3～5リットルを目安に、基盤土壌の保水状況を把握しながら実施すること。また、芝生内に均一に散布を行うため、ロールカー2台を使用すること。ロールカー1台は競技場備品の使用を認める。

サッカー等の試合後等については、ダメージの具合により、随時灌水を行うこと。

②刈り込み（リールモア使用：均一の仕上がりになるもの）

刈高については20～23mm程度とし、刈り込み頻度については、生育旺盛期は2～3/週程度、生育鈍化期は1～2/週程度行うこと。刈芝は全て場外に持ち出すこと。

又、試合開催者等の要望により臨時の作業が予想されるので、係員の指示により随時刈り込みを行うこと。

③施肥（ロータリー式散布機使用）

施肥については、固形肥料を主体とし、肥料障害（肥料焼け等）が発生しやすい盛夏期については固形肥料の少量多回数散布や液肥により対応する。使用する固形肥料については、散布ムラや濃度ムラの発生しにくい細粒タイプを使用する。成分としては、春の萌芽時期にリン酸や微量元素を供給し、窒素、カリウム成分については年間バランスを考慮し設定する。また、病害虫の発生しやすい梅雨～夏期への対応として、芝草の硬度アップや低日照時の光合成能アップに効果的珪酸成分を5～8月に設定し、芝生全体へ均一に散布すること。

④スーパー掛け（バキューム式使用）

後述するエアレーション作業の実施にあわせて、蓄積している刈りカスや古い根の残骸をスーパーにより清掃・場外へ除去し、病害虫の多発となる要因を軽減する。

⑤ディボット補修

フィールド供用により生じるスライディング痕、投擲痕などのディボットを補修すること。特に、投擲痕については、可能な限り平坦生を確保するよう努めること。また、ホールカップによる補植、目砂を、ダメージの程度により選択実施すること。

⑥除草

除草については、広葉雑草、イネ科雑草の発生初期防除を目的に別途除草剤散布により実施する。残った雑草は引き抜き除草により対応するものとする。

⑦病害防除（動力噴霧器使用）

病害防除については、発生初期または予察時期に、適量適材散布を原則とする。使用薬剤については、発生病害の種類により適宜変更すること。

⑧害虫防除（動力噴霧器使用）

当該施設において害虫の被害の傾向が認められるので、芝草の生育とバランスの取れた個体数へ削減し、晩夏～初秋での乾燥や鳥による被害が発生しないよう薬剤の散布を行う。

⑨エアレーション

ティフトン419は、芝生のマット化及びサッチの集積が早く、排水性や通気性が低下しやすいため、これらを緩和・軽減するために、コアリング（透水速度によりバージドレーンを選択する場合もある）やスパイクング、サッチングを実施する。コアリング及びスパイクングは10cmピッチで深さ100±5mmで実施し、土のコア、芝の枯れ枝等は場外に持ち出すこと。

⑩目土（目土散布機2t使用）

基盤土壌及び不陸の補正による平坦性の維持・向上を目的にエアレーションにあわせて実施する。使用材料については良質の山砂を使用すること。（事前にサンプルを提出すること。）

⑪転圧（コートローラー使用）

エアレーションや目土実施後芝生の鎮圧、平坦化と、過度の連用による芝生のダメージの軽減を目的に専用ローラーを使用し実施すること。

⑫シート養生

1月～3月の低温期に、均一な発芽の促進や、降霜低温による芝生の退色や生育鈍化を抑制することを目的として、芝生養生シートを1～5p週間／回適期に被覆、撤去すること。

⑬冬芝オーバーシード

冬芝の種まき及び養生については9～10月のため、施設の利用に支障をきたさないように甲と乙が協議の上作業を行うこと。また、トラン・ジションは5月前後が予想されるため、芝の状態・時期を見極め作業を行うこと。

⑭調査報告

状況に応じた管理作業を再編するために、以下の調査を行い各管理作業の内容、頻度等に反映させること。年2回実施。

項 目	測定方法	参考値
1. 透水性	現場透水速度（インフィルトメーター法）	150mm/h以上
2. 硬度	山中式土壌硬度計法 グレッグ・インパクトソイルテスター法	19～23mm 20～80
3. 土壌化学性 ①土壌pH（H ₂ O、KCl） ②電気伝導度 ③塩基置換容量（CEC）	ガラス電極法 1：5水浸出法 ショーレンベルガー法	6～7 0.2mS/cm以下 5me以上
4. プレーンクオリティー ①ボールリバウンド ②ボールの転がり ③ターフ強度	STRI法 STRI法 トラクションメーター法	*バラツキがないこと 20～50% 3～12m 25N以上
5. 生育状況 ①茎葉密度 ②最長根長	抜き取り調査 抜き取り調査	30,000本/m ² 以上 10cm以上
6. 平坦性	定点レベル測定（25点）	表面勾配が確保されていること
7. 外観	踏査	裸地部、雑草の混入がないこと

⑮緊急時の報告・対処

病害虫の発生等に注意し、異常を発見した場合は速やかに係員へ連絡を行い、係員の指示の元速やかに処置を行い被害の軽減を図ること。

管理業務の再編等

芝生の状態の確認と芝の育成状況に応じた管理業務を行うため、毎月ミーティングを実施するので、各時点での芝生の状況を報告するとともに、必要な意見を述べ、管理業務の再編に協力すること。

(3) トレーニング機器保守点検委託仕様書

1. 場 所 大分市営陸上競技場

2. 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

3. 委託内容 トレーニングマシン点検

＜点検内容＞

動作の確認

(シリンダーオイル漏れ、注油、油圧調整、可動域の調整、ベルトの調整等)

機器名

ハイドラスタンダードランナー

ローイングFR700

ハイドラスタンダードジャンプスクワット

ハイドラスタンダードブロウ

ファナシスフライ

レッグエクステンション

アブドミナルボード

ローマンベンチSD

スプリントステップ

フラットベンチ

オリンピックベンチ

カムスターサイエクステンション

カムスターサイカール

スクワットラック

タイタンパワーラック

セットバーベルラック

セットダンベル

アレーラックスDX

アスリートバーベルセット

アスリートウエイトラック

(4) 自家用発電装置点検委託仕様書

1. 場 所 大分市営陸上競技場
2. 委託期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 委託内容 (ア) 自家発電装置機能点検
充電機器等：外観・構造
外観点検（目視）
部品損傷劣化状況（目視）
計器の指示状態
安定性・充電均等動作

(イ) 電池交換及び調整点検
交換
鉛据置蓄積電池（4台）
調整・点検
電極柱・電極板点検
単電池電圧、電解液比重調査
電解液面位調整
均等充電点検

(5) 消防設備保守点検委託仕様書

1. 場 所 大分市営陸上競技場
2. 委託期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 内容 消防用設備等点検（法定基準点検）
外観機能点検 9月
総合点検（外観機能点検を含む） 3月

(6) エレベーター保守点検委託仕様書

1. 場 所 大分市営陸上競技場
2. 委託期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 委託内容 エレベーター保守点検
24時間遠隔運行監視
定期点検
月1回 点検結果を報告すること

(7) 写真判定装置保守点検委託仕様書

1. 場 所 大分市営陸上競技場
2. 委託期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 委託内容 写真判定装置（㈱ニシ・スポーツ製）保守点検
制御部、カメラ、各種ケーブルの
 - ・元振校正
 - ・各機構部再組立調整
 - ・消耗部品交換
 - ・通電試験
 - ・エージングテスト

(8) 清掃委託仕様書

1. 場 所 大分市営陸上競技場
2. 委託期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 委託内容 ア) 大分市営陸上競技場内の清掃を行うこと。
イ) 清掃範囲およびその要領は別紙「清掃作業内容」および「清掃作業基準表」等によるものとする。
ウ) 業務により発生・回収したすべてのゴミを収集し、可燃物・不燃物等区分ごとに分別し処理すること。
エ) 本書に定めのない事項であっても、委託者（以下委託者を「甲」という。）が美観上又は管理上必要と認めた業務については、受託者（以下受託者を「乙」という。）が契約金額の範囲内で実施するものとする。
4. 業務時間 業務は開場日の時間内に、甲の業務及び施設の利用に支障をきたさないよう実施し、清掃業務の詳細な時間については、甲・乙別途協議の上定めることとする。

清掃作業内容

手垢のふき取り	湿った布にて手垢を取った後乾いた布にて拭きあげる。
掃き掃除	1、自由箒又は疑板箒を用いて埃が舞い上がらないよう丁寧に掃く。 2、汚れの度合いによっては水拭き又は空拭きを行う。
水拭き、水洗浄	1、床がよく掃いているか確かめる。 2、きれいに洗ったモップ又は雑布でふき取る。
衛生陶器洗浄	中性洗剤もしくは特殊潜在液にてスポンジ等でこすり、汚れをきれいに除去し雑布にて拭く。塩酸、磨き砂は使用しないこと。
鏡台、洗面所の清掃	1、中性洗剤にてスポンジ等でこすり、汚れをきれいに除去し雑布にて拭く。 2、鏡は乾いた布で磨き上げること。
金具清掃	材質に適応した材料にて磨き、きれいに拭きあげる。
中性洗剤による水拭き (汚れの度合いにより実施)	1、床がよく掃いてあるか確かめる。 2、中性洗剤で拭き上げる。 3、清水で洗剤分が残らないように拭き上げる。
洗浄ワックス塗布	1、動かさうる什器備品は移動する。 2、中性洗剤又は特殊洗剤を適量塗布し、電動研磨機又はたわしにて(傷がつかないように)隅々までブラッシングする。 3、汚水をドライヤーにて切り、バケットに入れる。 4、きれいなモップで拭きあげる。 5、ワックス塗布前に床面をシール剤でシールすること。 6、ワックスは漏れないように隅々まで塗布すること。
ガラス清掃	ガラスの裏表を特殊洗剤で汚れを除去し、その後やわらかい布で磨き上げる。

清掃作業基準表			
項目		作業名	場所
日 常 清 掃	毎日 1 回	床面掃き拭き	玄関ホール・ロビー・中央階段 事務室・男女更衣室・中央通路 トレーニング室
		床面洗淨 衛生陶器洗淨 鏡、洗面所清掃 金具清掃	1 F 男女トイレ 2 F " 1 F 車いすトイレ 2 F "
	週 1 回	床面水洗淨拭き上げ 掃き掃除	各会議室・医務室・休憩室 脱衣室・E V 内・通路・各階廊下
	月 2 回	掃き清掃	雨天練習場・合宿室 貴賓室・予備室 指令室・写真判定室・放送室
		床面水洗淨、 衛生陶 器洗淨、 鏡・洗面台 清掃 金具清掃	男女シャワー室・男女浴室 3 F 男女トイレ・貴賓室トイレ 屋外トイレ
	月 1 回	床面掃き清掃	調理室・スタンド・スロープ
	年 6 回	掃き清掃	1 F 外通路・3 F 外通路

定期 <

(9) 貯水槽清掃委託仕様書

1. 場 所 大分市営陸上競技場
2. 委託期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 業務内容 受水槽清掃・
高架タンク清掃
水質検査
- } 年1回

(10) 舞鶴球場芝生管理委託仕様書

1. 場 所 舞鶴球場
2. 委託期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 委託の目的
管理概要に示す芝生養生を行い芝生の定着及び密植を図る。
5. 委託内容
舞鶴球場芝生管理委託業務は、次表に示すものとする。

番号	業務内容
1	施肥
2	ディボット補修
3	除草
4	病害防除
5	害虫防除
6	エアレーション
7	目土
8	転圧

*本委託業務は、気候その他の条件で作業内容の変更を余儀なくされることが予想されるので、状況に応じ委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）が協議の上作業を再編するものとする。

・業務上の条件

- ① 業務実施が仕様書に示す者に適合していないと認めたときは、甲はその業務の手直しを命じることができる。この場合における費用は全て乙の負担とする。
- ② 委託業務に要する機械器具及び資材等は全て乙の負担とする。
- ③ 委託業務によって生じる廃材の処分を含むものとする。

・概要

作業項目ごとのポイントについては以下のとおりとする。

1、施肥（ロータリー式散布機使用）

施肥については、固形肥料を主体とし、播き芝初期については固形肥料の少量多回数散布や液肥により対応する。使用する固形肥料については、散布ムラや濃度ムラの発生しにくい細粒タイプを使用する。成分としては、春の萌芽時期にリン酸や微量元素を供給し、窒素、カリウム成分については年間バランスを考慮し設定する。芝生全体に均一に散布すること。

2、ディボット補修

フィールド供用により生じるスライディング痕などのディボットを補修すること。また、ホールカップによる補植、目砂を、ダメージの程度により選択実施すること。

3、除草

除草については、発生初期防除を目的に除草剤散布により実施する。

4、病害防除（動力噴霧器使用）

病害防除については、発生初期または予察時期に、適量適材散布を原則とする。使用薬剤については、発生病害の種類により適宜変更すること。

5、害虫防除（動力噴霧器使用）

芝草の生育とバランスの取れた個体数へ削減し、晩夏～初秋での乾燥や鳥による被害が発生しないよう薬剤の散布を行う。

6、エアレーション

ティフトン419は芝生のマット化、サッチの集積が早く排水性や通気性が低下しやすいため、これらを緩和、軽減するため、コアリングを実施する。10cmピッチ、深さ8cm前後で実施。コア芝の枯れ枝等は場外に持ち出すこと。

7、目土（目土散布機2t使用）

基盤土壌及び不陸の補正による平坦性の維持・向上を目的にエアレーションにあわせて実施する。使用材料については良質の山砂を使用すること。

8、転圧（コートローラー使用）

エアレーションや目土実施後芝生の鎮圧、平坦化と、過度の連用による芝生のダメージの軽減を目的に専用ローラーを使用し実施すること。

＊緊急時の報告・対処

病害虫の発生等に注意し、異常を発見した場合は速やかに係員へ連絡を行い、係員の指示の元速やかに処置を行い被害の軽減を図ること。

(1 1) 舞鶴球場清掃除草委託仕様書

1. 場 所 舞鶴球場

2. 委託期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 委託の目的

舞鶴球場（自由広場）の清掃除草、芝生部の刈込みを行い、施設の安全を保つ。

4. 委託内容

業務実施日については事前に委託者と協議を行い、利用を制限する必要がある場合は特に調整すること。

①清掃除草

- ・ 球場内及びフェンス沿い周囲の清掃及び除草を行う。
- ・ 球場の状況を随時確認し、計画的に業務を行うこと。

②芝生刈込み作業

- ・ 芝生部の刈込みを行う。
- ・ 芝生管理委託業者と調整を行い、計画的に業務を行うこと。
(芝生管理委託業者は委託者から通知する)

(1 2) その他業務委託について

上記各種委託以外にも、

- ・ 電気工作物保安業務
- ・ 津留運動公園夜間照明管理（点灯・消灯）業務
- ・ 津留運動公園駐車場入口開錠・施錠業務
- ・ 敷地内樹木管理、側溝清掃、除草業務

といった業務がございます。（仕様書はありません）